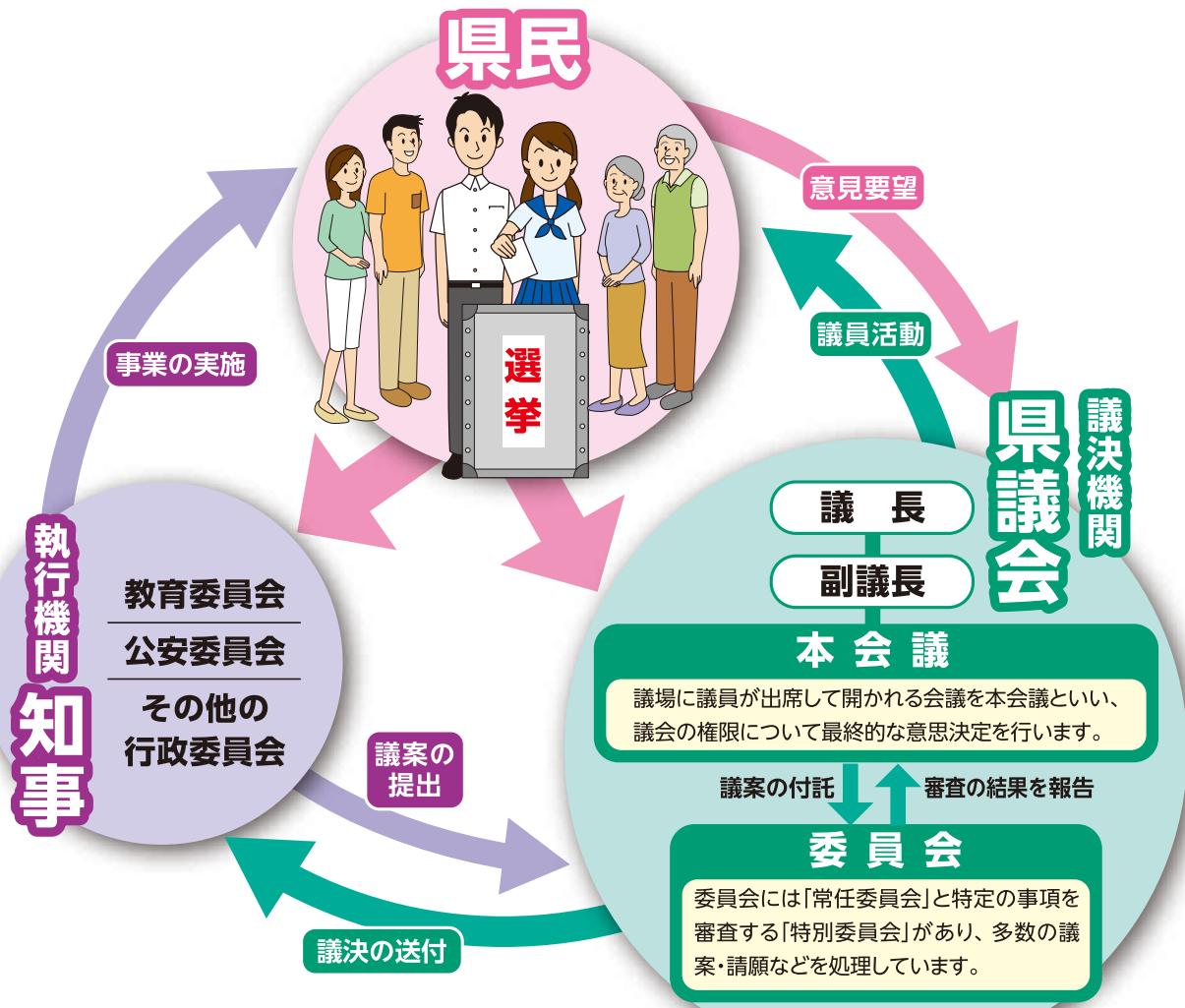


県議会のしくみ

県議会は、県民の皆様が選んだ代表者である議員が、県政を進める上で重要な事項を審議し、決定する「議決機関」です。それに対して、知事をはじめとする「執行機関」は、県議会の決定に沿つて実際に仕事を進めていくところであり、2つの機関は、それぞれの権限と役割が区分され、県政を運営するための両輪となっています。地方分権が進み、自治体での決定事項が増えた中、県民の代表機関、議決機関である県議会の役割は一層大きくなっています。



県議会の仕事

県議会は、法令により多くの権限が与えられています。それにより県政の重要な事項を審議し、進むべき方向を決定する役割をもっています。主な仕事(権限)は、次のとおりです。

議決
条例の制定・改正・廃止、予算の成立、決算の認定、主要な契約の締結など、県政の重要な事項は、県議会の議決が必要です。

議案提出
議事から提出された1年間の収入(歳入)と支出(歳出)の見積額のことで、議会で可決された予算をもとに各種の施策を実施します。

選挙
議長・副議長・選挙管理委員会委員などを選挙します。

同意
知事が選任・任命する副知事及び各種委員など県政の重要な職務に就く人の人事については、県議会の同意が必要です。

意見書提出・決議
知事または議員が会議の議題(議案)を提出します。

調査・検査
議員が質問をして、知事または関係部長などが答えます。

請願の審査・陳情の受理
議員が質問をして、知事または関係部長などが答える。

意見書提出・決議
議員が質問をして、知事または関係部長などが答える。

意見書提出・決議
議員が質問をして、知事または関係部長などが答える。

意見書提出・決議
議員が質問をして、知事または関係部長などが答える。

意見書提出・決議
議員が質問をして、知事または関係部長などが答える。

意見書提出・決議
議員が質問をして、知事または関係部長などが答える。

意見書提出・決議
議員が質問をして、知事または関係部長などが答える。

議案を議決するまでの流れ

議案は、本会議で質疑されたのち関係委員会に付託され、十分に審査された上で本会議で議決します。

議会で議決する議案の主なもの

予算
知事から提出された1年間の収入(歳入)と支出(歳出)の見積額のことです。議会で可決された予算をもとに各種の施策を実施します。

条例
県で定める法のことです。議会の議決を得て制定します。条例には県民の権利や義務に関するもの、県政の運営に関するものなどがあります。知事提出のものと議員提出のものがあります。

本会議
議長が会議を開きます。

委員会
議員が質問をして、知事または関係部長などが答える。

本会議
議員が質問をして、知事または関係部長などが答える。

委員会付託
議員が質問をして、知事または関係部長などが答える。

付託議案審査
議員が質問をして、知事または関係部長などが答える。